



高砂荘南棟開所 入所者専用の浴室が完成

①車いすのまま入浴できる特別浴室②洗濯室兼汚物処理室③開所式のテープカット（左から觸澤理事長、鈴木町長、高宮議長）

社会福祉法人誠心会（觸澤一理事長）は7月19日、特別養護老人ホーム高砂荘南棟の開所式を執り行い、来賓や職員など約20人が出席しました。

この施設は、新型コロナウイルス感染症対策として、施設入所者とデイサービス利用者との浴室の共用を解消するために整備されたものです。南棟の特別浴室は、高砂荘の入所者専用となり、従来の施設の浴室はデイサービスの利用者専用となります。また、南棟には感染症対策を徹底するため、洗濯室と汚物処理室も新たに整備されました。

開所式で觸澤理事長は「感染症予防対策に対する町の理解と支援に深く感謝します」とあいさつし、鈴木重男町長は「サービスを受ける側も提供する側も、安心できる施設が完成した。高齢者の皆さんに利用して欲しい」と祝辞を述べました。

新しい特別浴室では、1日約20人が職員の介護を受けながら入浴できます。

自宅で気軽にシルリハ体操を

7月26日、サテライトオフィスくずまきで、くずまきテレビで放送するシルリハ体操の撮影を行いました。

この番組は、自宅でシルリハ体操に取り組んでもらおうとシルリハくずまきの指導員の皆さんが制作しており、今回が第2弾です。新しい番組では、床に座ったり横たわった姿勢で行う体操を紹介。腰痛予防や下半身の筋力強化、身体のバ

ランスを保つ効果が期待できます。指導員の皆さんは、テレビで分かりやすく伝わるように、動きの見せ方を確認しながら撮影していました。

番組は、くずまきテレビで1日2回（午前6時、午後6時）に放送されています。特別な器具を使用せず「いつでも」「どこでも」「ひとりでも」できる体操ですので、いきいきとした生活を続けるために取り組みましょう。



体操の取り組みを呼び掛ける指導員の皆さん
①と番組撮影の様子

見逃さないで！SOSのサイン

県は、9月を「こころに寄り添い いのちを守る いわて1月間」としています。

あなたの周りに悩んでいる人はいませんか？ 身近な人のSOSのサインを見逃さず、悩んでいる人に勇気をもって声をかけてみましょう。

■こんなサインに気付いてください

- ▽表情が暗く元気がない
- ▽体調不良や不眠などを訴える
- ▽遅刻や欠勤（欠席）が増えた
- ▽食欲がない、酒量が増えた
- ▽仕事や家事での失敗が増えた
- ▽人との交流を避けている
- ▽死をほのめかしたり、投げやりな態度をとる
- ▽大切なものを捨てるなど身辺整理を始めている

身近な人のこのようなサインに気付いたら、勇気をもって声をかけましょう。あなたの声かけを待っている人がいます。



■こころの健康相談を活用ください

町では、精神科医師による「こころの健康相談」を定期的に開催しています。また、保健師や職員が、家庭訪問による相談にも応じます。眠れない、気分が落ち込むなどのこころの問題や、悩みがある人、家族や周囲の人の認知症やアルコールのことでお困りの人など、心配なことは一人で抱えずにご相談ください。

こころの健康相談

- 日時（予約制）
- ①9月2日（金）
- ②12月2日（金）
- ③3月3日（金）
- いずれも午後2～4時
- 場所 総合センター
- 申し込み 電話で申し込みください。



☎健康福祉課
66-2111 内線154

臨時特別給付金の手続き

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時特別給付金（10万円）について、該当する人は期限までに手続きをしましょう。

■非課税世帯

令和4年度分の住民税が非課税の世帯で、対象世帯には8月上旬に確認書を送付しています。

▶申請期限 10月31日(月)

※2～5月に町から給付金を受け取った世帯および課税者の扶養親族のみで構成されている世帯は除きます。

■家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和4年4月1日以降に家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

▶申請期限 12月28日(水)

※対象者について詳しくは全戸配布のチラシを確認の上、お問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症によらない減収は対象外です。

☎健康福祉課☎66-2111内線155

介護保険料の減額について

次に該当する人は、介護保険料が減額される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

■生活困窮者（65歳以上）

介護保険料所得段階第3段階で、世帯全員が住民税非課税、世帯収入が120万円以下、住民税課税者に扶養されていない、などの要件を満たす人

■新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人

①全額免除

新型コロナウイルス感染症により、主な生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った人

②一部免除

新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入減少が見込まれる次の要件全てに該当する人

(ア)事業、不動産、山林、給与収入のいずれかが、前年に比べて30%以上減少する見込み

(イ)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得合計額が400万円以下

☎健康福祉課☎66-2111内線159